

介護老人保健施設うへのしば 介護予防短期入所療養介護 利用契約書

第1条 (契約の目的)

介護老人保健施設うへのしば (以下「当施設」という) は、要支援状態と認定された利用者 (以下「利用者」という) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供し、利用者および利用者を保護あるいは扶養する者 (以下「身元引受人」という) は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

第2条 (適用期間)

- 1 本契約は、利用者が介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。なお、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款・重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (身元引受人)

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人をたてることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ①行為能力者 (民法第20条第一項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。) であること
 - ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約書上当施設に対して負担する一切の債務を限度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人とは別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残高及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条 (利用者からの解除)

利用者および身元引受人は当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅

介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および身元引受人は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第5条（当施設からの解除）

当施設は、利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での介護予防短期入所療養介護サービスを適切に提供することが不可能と判断された場合
- ④利用者および身元引受人が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、当方から相当の期間を定めてその支払を督促したにもかかわらず支払われない場合
- ⑤利用者または、その関係者による当施設への過剰な要求、ハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、当施設から改めるよう求めた場合で、その改善がみられなかった場合
- ⑥利用者と当施設の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となった場合
- ⑦天災、災害、施設・設備の故障等その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

第6条（利用料金）

- 1 利用者および身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、利用単位ごとの料金（別紙料金表の通り）をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者および身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を毎月15日頃に送付し、利用者および身元引受人は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者または身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者および身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

第7条（記録）

- 1 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、謄写費用等を徴求の上、原則としてこれに応じます。ただし、身元引受人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第8条（身体拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある

場合等の緊急やむを得ない時は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他で利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態および時間、その際における利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

第9条（高齢者虐待防止）

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて従事者の人権意識も向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。
- ③従事者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従事者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④虐待を発見した時は速やかに市町村に通報し、解決のための対応措置を講じると共に、再発防止に努めます。

第10条（秘密の保持）

- 1 当施設とその職員は、個人情報保護に関する法律に基づき、業務上知り得た利用者または身元引受人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者および身元引受人から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。
 - ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質を向上させるための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第11条（緊急時の対応）

- 1 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な場合、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者および身元引受人が指定する者に対し、速やかに連絡します。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者または身元引受人が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第13条（要望または苦情等の申出）

利用者および身元引受人は、当施設の提供する介護予防短期入所療養介護に対しての要望ま

たは苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、備付けの用紙等に記入し、当施設内の所定の場所に設置している「ご意見箱」に投函することもできます。

第14条（賠償責任）

- 1 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者および身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第15条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設うへのしば 介護予防短期入所療養介護利用契約書

「介護老人保健施設うへのしば」を入所利用するにあたり、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護契約書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で、利用を契約します。

年 月 日

<利用者>

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

<身元引受人>

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

<事業者>

住 所 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町4丁24番30号

施設名 医療法人大泉会 介護老人保健施設うへのしば

代表者 理事長 佐々木 徳之 (印)

【請求書・明細書および領収書の送付先】

本人 身元引受人と同じ

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【緊急時および事故発生時の連絡先】

身元引受人と同じ

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

— 介護老人保健施設うえのしば —

【情報提供同意書】

「介護老人保健施設うえのしば」が提供する各事業所（指定介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）が円滑にサービス提供を行うため、各事業所が知り得た利用者（身元引受人を含む）に関する情報を、下記に該当する場合に、関係機関や関係する事業所に提供することに同意します。

記

1. 利用者に緊急の必要が生じた場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供
2. 利用者への介護サービス提供に関して、市町村、居宅介護支援事業者およびその他の介護保険事業者との連携を図るために提供する利用者および身元引受人に関する情報提供
3. 各事業所が提供する介護サービスの内容や利用者からの苦情・相談等について、堺市保健福祉局等の公的機関から意見・助言を求める場合の情報提供

以上

年 月 日

<利用者>

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

<身元引受人>

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

<事業者>

住 所 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町4丁24番30号

施設名 医療法人大泉会 介護老人保健施設うえのしば

代表者 理事長 佐々木 徳之 (印)